

行政評価 実施マニュアル

目次

行政評価の基本方針.....	P 1
行政評価イメージ図.....	P 6
行政評価の導入戦略.....	P 10
行政評価システム導入戦略イメージ図.....	P 13
事務事業棚卸し実施要領.....	P 14
新規事業評価実施要領.....	P 15
新規事業評価イメージ図.....	P 16
継続事業評価実施要領.....	P 17
継続事業評価イメージ図.....	P 18
継続事業評価基準.....	P 19
施策評価実施要領.....	P 21
施設評価実施要領.....	P 22

行政評価の基本方針

行政評価とは何か

「行政評価」とは、市が行う行政活動（施策や事業）について、評価表に事業のコストや達成状況等を記入することにより、客観的視点で、「事業の妥当性・優先性・有効性・効率性等」を点検し、施策や事業を見直すとともに、「市民の声」を計画や事業に反映させるシステム（仕組み）である。また、それとともに行財政の効率化、適正化を進めていく手法である。

あなたの仕事は、
なんのために（総合計画や プラン等の位置づけ）
誰を対象に（サービスの提供先は誰か）
どこまで達成しているか（目標をどこまで達成しているか）

「Plan（計画） Do（実行） See（評価） Action（改革）」の経営管理のマネジメント・サイクル（経営管理活動の循環）の流れで、施策や事業の結果や成果を職員が自己評価する。さらに庁内組織（評価委員会）で評価を行う。これまで、See（効果の確認）が欠けている傾向があるため、事業の効果や達成度を数値化により分かりやすいものとし、市民に公開することを旨とする。

評価の目的と必要性

《必要性》

- *市民の満足度やニーズを把握し、市民の声を施策や事業に反映する仕組みが十分でない点があると考えられる。

PR不足や説明不足な点があり、市民に施策や事業（事務事業）の趣旨が十分理解されていない点がある。新しいシステムで改善が必要。

- *事業の成果や目標数値が明確でない点があり、当初設定した目的や意図をどれだけ成果として達成できたか確認が不足している点があると考えられる。

事業の成果や目標を数値に置き換え、事業の中間時や終了時に目標等の達成度を十分に確認し、市民に説明する必要がある。

- *人件費を含めた事業コストの意識や運営費・維持費を含めたトータルコストの意識が十分でない点があると考えられる。

新規や継続事業について、予算と人件費等のトータルコストが、いったいいくら必要なのか。投資に見合った効果はあるのか。或いは採算性の面でどうなのか。等職員がコスト意識を持ち、より十分な検討が必要。

*事業を取り巻く社会環境の激しさに柔軟に対応できていない点があると考えられる。

社会環境にさらに敏感になり、時代にマッチしない事業や社会環境に適していないプランがないか、また、代替案がないか等検討をする必要がある。

《 目 的 》

説明責任（アカウンタビリティ）の向上と市民参加の拡大を図る。

市は行政活動（施策・事業）について、目標や成果を市民に分かりやすく説明する責任（説明責任）がある。行政評価の導入により、行政活動の目標や成果について、指標を用いて明らかにし、分かりやすい市政の運営で説明責任の向上を図る。説明責任の向上や情報公開により、市の行政活動の透明性や公正性をますます高め、行政への住民参加の拡大を図る。

所管課や係が行っているそれぞれの施策や事業について、目的、効果、目標数値を市民にきちんと説明でき、さらに事業の経過や今後の方向等を市民に十分PRする。

社会環境に適した総合計画の進行管理を図る。

市の総合計画に行政評価を導入することにより、施策や事業を体系的に評価をし、施策及び事業のシステム等を見直し、激しい社会環境の変動に適した総合計画の管理運用を図る。また、適正管理により、予算配分の適正化を図る。

係の仕事が総合計画のどの位置づけで、どれくらい進行し、どれだけ成果を上げたかを十分確認し、総合計画（市のビジョン）の達成度を測りながら、適正管理を行う。

行財政運営の効率化と職員の意識改革を図る。

経済の低成長時代に入り、市の財政状況は厳しいものとなっており、財源の効果的・効率的運用が必要である。

行政評価の導入により、施策や事業の効果や効率性を見直しを行い、健全な行財政運営を図る。

また、施策や事業を評価（自己評価や庁内組織評価）することで、その目的や位置づけ、効果や効率性を絶えず自己確認する意識を養い、状況に応じて効

果や効率性の判断ができる職員の意識を形成する。(職員意識改革)

市の財政状況を考え、最少の経費で最大の効果(サービス)を上げるため、
トータルコスト(人件費や事業予算)意識を持ち、常に改善策や代替案を
検討する高い意識の形成を行う。

行政評価の内容

評価主体(だれが評価を行うか)

評価主体は、事業担当部門(自己評価)と庁内で組織した評価委員会で行う。
外部評価については、評価システムの定着を前提に検討することとする。

担当課内部評価

市の事業や施策の企画実施を行う担当部門が、自己評価を行う。
内部評価の目的である担当部門及び担当者個々の意識改革につながり、市職員
のパワーアップと市役所の自立強化になる。

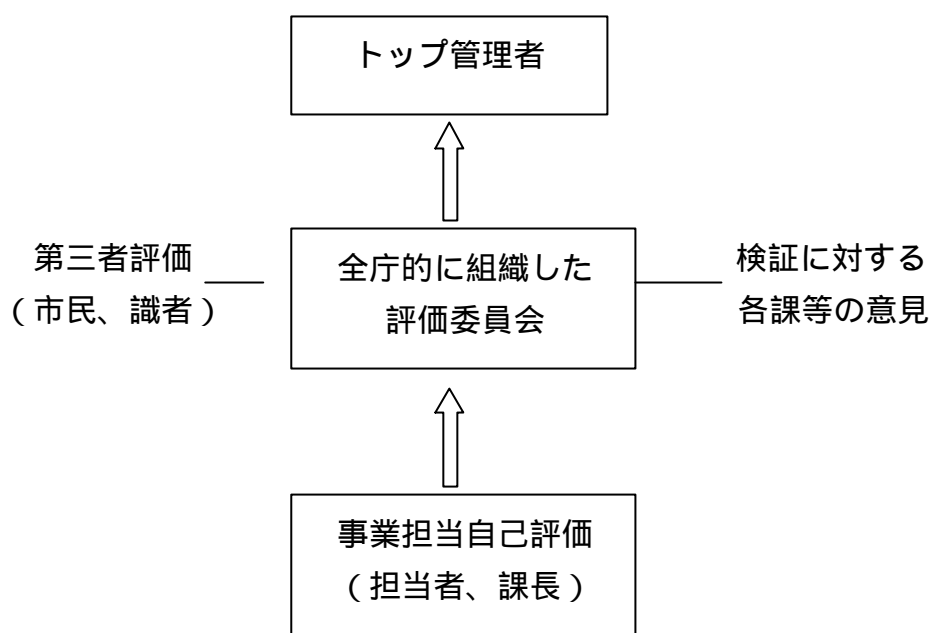
担当者や係員、課長が評価表作成により、業務の自己評価を行う。
常に自己評価を行うことで、第三者の評価を受けられるような力をつける。
新規のプランや継続事業の進捗状況について、第三者に評価を受けること
を前提に評価表を作成することにより、職員の意識形成につながる。

庁内組織評価

事業や施策の企画実施担当部門以外で組織した評価委員会が行う。

事業や施策の担当部門が行う自己評価は、客観性に欠ける点があるため、
庁内で組織した評価委員会で、客観的な評価を行う。施策や事務事業の優
先性を全庁的に、より客観的に考える必要がある。各部においては、所属
分野の事業が最優先されるべきものであり、そのために調査研究を行って
きている。そういった新規事業や継続事業について、少し立ち止まって、
多くの人に意見を聞き、客観性を求め、市としての優先性を考える。

評価体系（例）



評価対象（何を評価するのか）

* 総合計画の体系に基づく施策や事業を対象とする。

総合計画は、政策 施策 事務事業の流れで展開するものであるため、この体系に基づき、段階に応じた行政評価を行う。総合計画の体系によって、総合的な行財政運営を行う。

市のビジョン（総合計画）を職員が常に意識して、事業を展開する必要があり、総合計画と施策や事業の位置づけが重要であるとともに、その体系に基づく評価を行う。

* 既存施設運営等を対象とする。

総合計画の体系に基づく施策や事業を基本的に評価対象とするが、施設運営等で総合計画の体系に位置づけされにくい業務については、効率化等を評価の基本として、行政評価を行う。

施策や事業及び施設運営を一律に評価することには無理が生じます。施設運営の評価や通常業務評価は一般の施策や事務事業の評価と分けて考える必要があり、それぞれの評価方法を用いて行う。

評価時点（いつの時点で評価するのか）

「従来からの制度、システム、方法等に問題が生じていないか。施策や事業の見直しが必要ではないか。代替案があるのではないか。」等行政評価を導入

し常に検討する必要がある。施策や事業の企画立案段階や継続事業の途中で評価を行う。

計画の立案段階で十分な検討や協議が必要です。そして、より客観的な意見が必要となります。事業決定する過程が一局に集中しないような仕組みが行政評価システムです。担当部門以外の客観的見方を評価委員会でを行います。そうした経過を踏まえ決定した事業については、目標数値達成までの中間チェックが必要となり、終了後に目標達成の確認をして、その事業が終了します。いろいろな段階でチェックしたり、修正したりする必要があります。

事前評価

計画の策定段階や事業の立案段階において、それらの妥当性や代替案等を検討し、評価（判定）を行います。

事業の企画段階で十分な検討や協議をすることが必要です。先の見通し等検討や協議が甘かったため、結果として困っている継続事業がある。

中間・事後評価

計画や事務事業の執行段階において、進捗状況及び執行状況の測定、判定を行い、それらの中止・継続の決定や遅滞等の原因究明、除去を行う。中間・事後評価は、事業着手後の評価であり、常に評価結果を次年度以降に活かしていくものとする。

いままで継続してきたが、社会環境が変わって、事業の見直しや休止・廃止をする必要があるなど社会環境変化に適した判断が必要です。目標や成果の達成度、事業の効率性等について定期的な自己評価や客観評価を行い、事業継続の必要性を確認する。

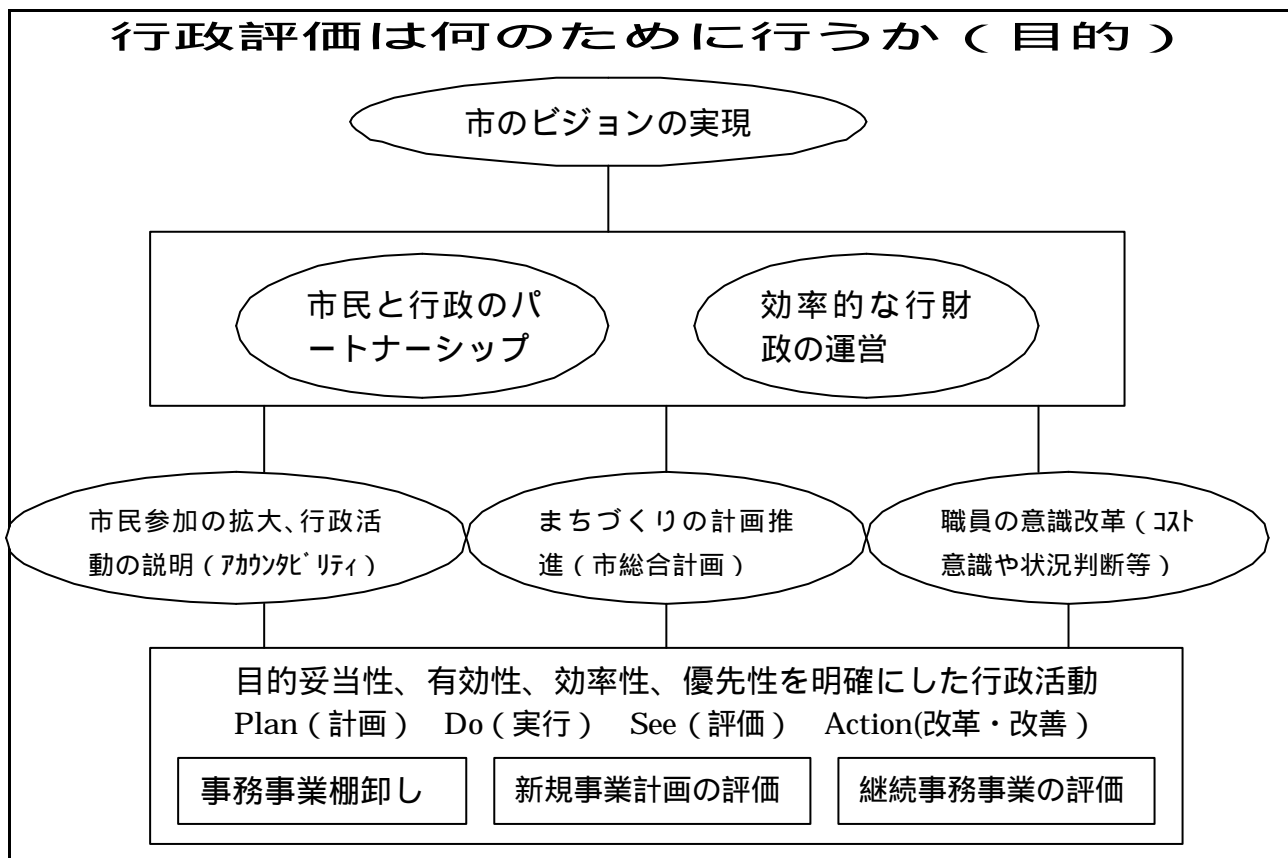
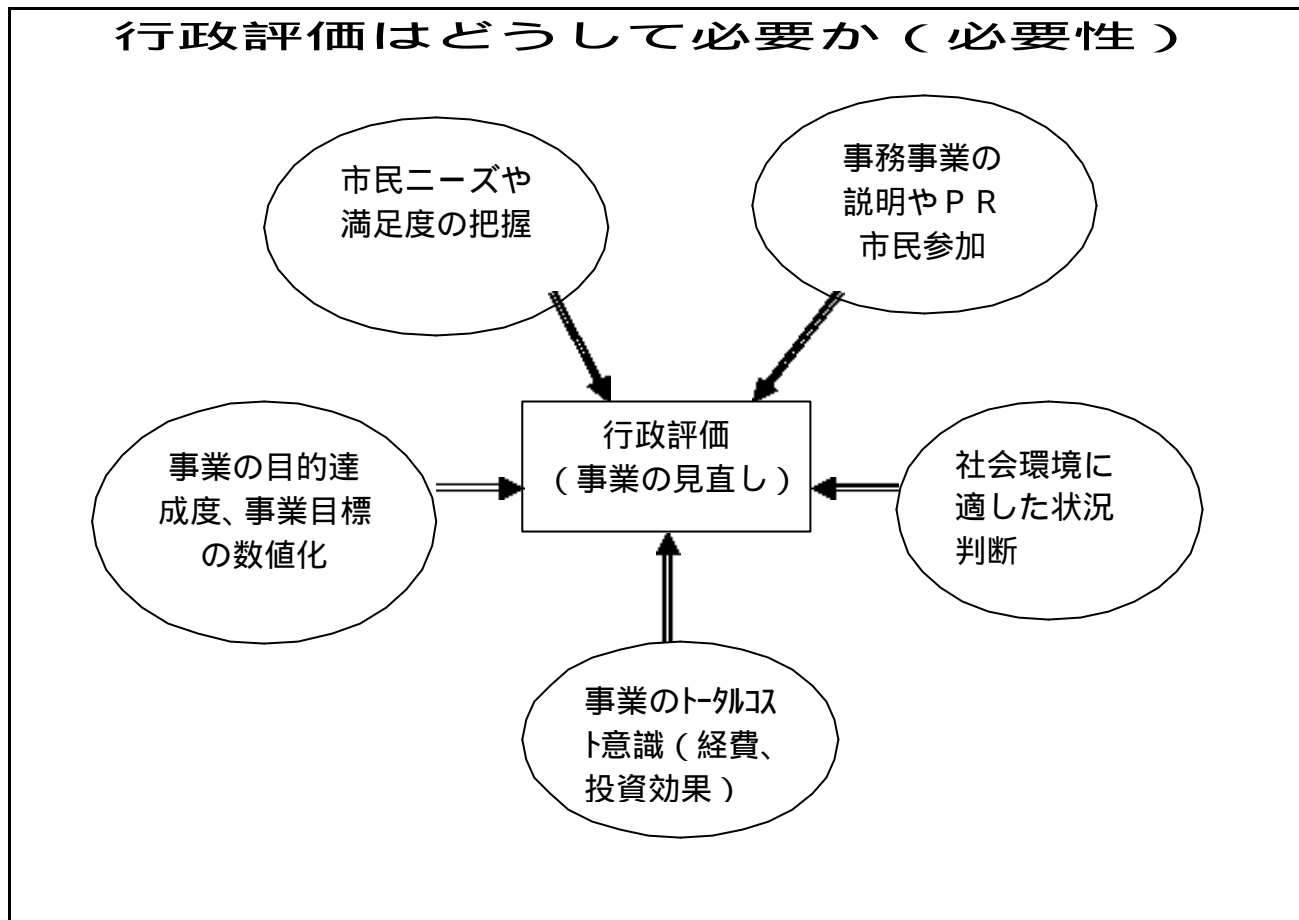
評価基準（どのような基準で評価するのか）

行政評価の基本となるものは、目的妥当性、優先性、有効性、効率性等とする。このいずれかを欠くことになれば適正な行政評価をすることができない。

特に有効性（効果）については、総合計画の基本計画や実施計画段階で分かりやすい指標（数値）を設定し、達成度を確認する。

評価する「物差し」（基準）は、市民に分かりやすいものとする必要があります。目標を数値に置き換え、どこまで達成したか分かるものとします。

行政評価イメージ図



行政評価の内容

誰が評価するのか

企画、実施担当部門（自己点検、自己評価）
評価委員会「庁内組織」（内部客観評価）

何を評価するのか

施策と事務事業（新規事業や継続事業）
総合計画に基づく体系的な施策や事務事業及び
施設運営等

いつ評価するのか

事業計画実施前（事業着手前）
事業の進行途中・終了後（事業着手後）

どんな評価をするのか

目的の妥当性、有効性、効率性、優先性

誰が評価するのか

担当部門以外の評価（内部客観評価）

庁内評価委員会

企画、実施担当部門の評価（自己評価）

課長評価（コメント）

係長、担当者評価表作成（自己評価）

何を評価するのか

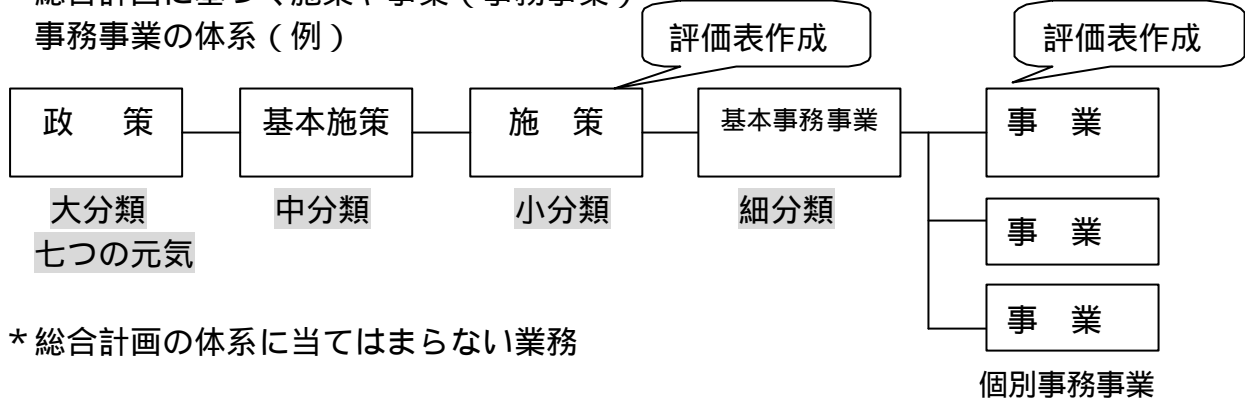
総合計画に基づく事業（施策や事務事業）や施設運営

新規事業

継続事業

施設運営

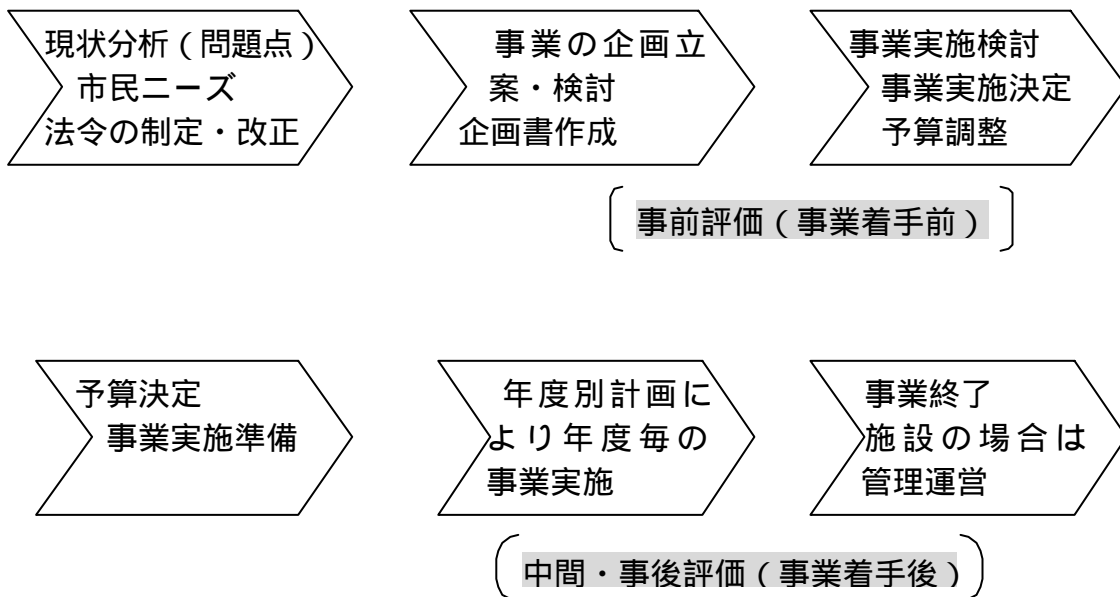
* 総合計画に基づく施策や事業（事務事業）
事務事業の体系（例）



* 総合計画の体系に当てはまらない業務

施設の管理運営等

いつ評価するのか



どんな評価をするのか

目的妥当性
優先性

事業の目的に妥当性があるのか。
事業に優先性があるのか。
総合計画の政策や施策と整合性があるのか。
行政が行うべき事業内容なのか。

効率性

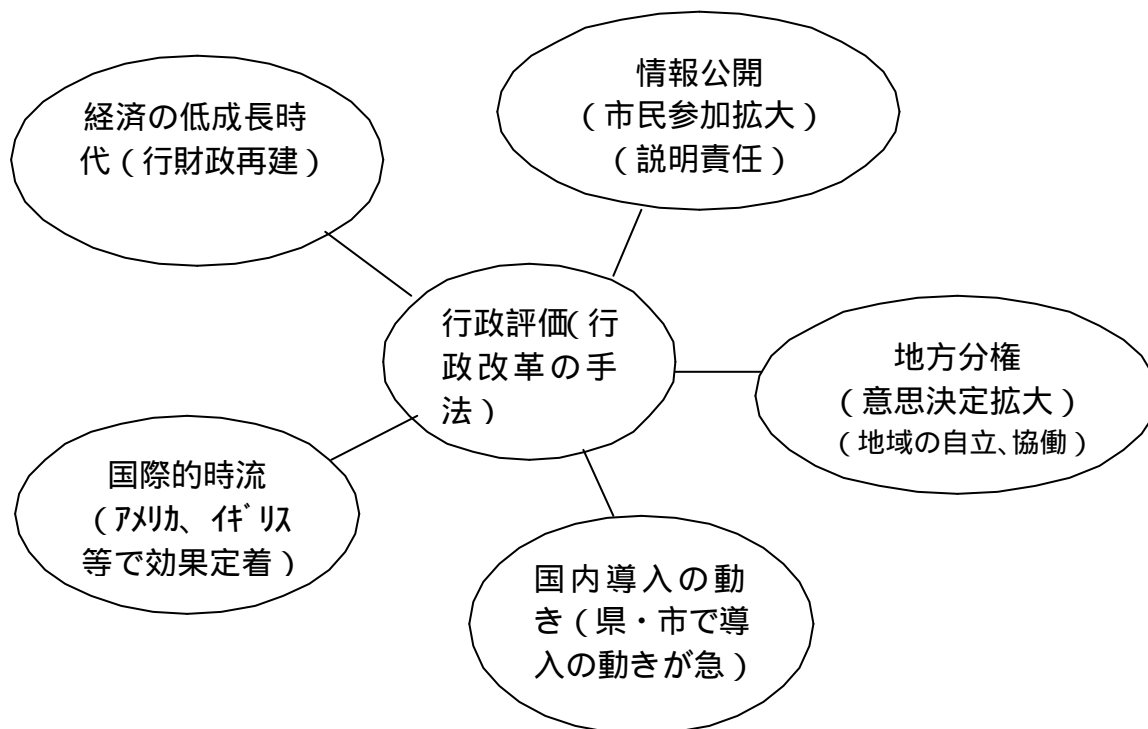
効率的に事業が実施されているか。
現在の実施方法に問題はないか。改善余地はないか。
コスト意識が事業に反映されているか。現在の方法ではコストが大きすぎるのでは。

有効性

同じ目的を達成する他の方法（代替案）はないか。
投資に見合った効果が得られるか。
将来より大きな効果が期待できるか。
効果を分かりやすい数値に置き換え説明できるか。

新規事業・主要事業・継続事業等の妥当性確認、成果の達成度確認、見直し検討

行政評価が求められる背景



「行政評価システム」の導入戦略

「行政評価システム」導入の目的

説明責任（アカウンタビリティ）の向上と市民参加の拡大を図る。

施策や事務事業の目標や成果を分かりやすく説明し、市民と行政のパートナーシップを確立する。

社会環境に適した総合計画の進行管理を図る。

施策や事務事業の目標や成果を進行管理することにより、市のビジョンを確実に実現する。

行財政運営の効率化と職員の意識改革を図る。

最少の経費で最大の効果を上げる。自己評価や客観的評価により職員の企画立案能力やトータルコスト意識の改革を図る。

実施する戦略（施策・事務事業評価）

事務事業の棚卸し

（行政評価を進めて行くための具体的な手段の一つで、市の全ての事務事業を整理し、事業ごとに概要をまとめたもの。）

通常業務も含め各課の事務事業の棚卸しを行う。

具体的には、「事務事業棚卸し表」に業務の目的や業務内容等を記入。

市役所内の全事務事業を棚卸しし、個々の業務について総合計画と体系的な位置づけを行う。その段階で評価対象とする事務事業を選定する。拡大・廃止・縮小等の検討については、その後の事務事業評価表（継続事業）によって行う。

実施経過

平成11年10月～11月（モデル実施）

平成12年度・・・39部署（課等）635の事業の棚卸を実施。

平成13年度・・・41部署（課等）640の事業の棚卸を実施。

平成14年度・・・全事務事業を評価シートに移行。

新規事業評価（事前評価）

（行政評価を進めていくための具体的な手段の一つで、評価調書に基づき新規事業の評価を行う。）

新規事業について、目的の妥当性や手段の有効性等を事前評価する。各事業担当課で自己評価したものを、庁内で組織した評価委員会で客観的に評価する。評価を通し企画立案能力の向上やトータルコスト意識等職員の意識改革を

図る。

総合計画との関係

13年度から始まった第四次総合計画の実施計画に掲げた新規事業について、総合計画の体系の中での位置づけを確認し、各事業担当課で自己評価したものを庁内の評価委員会で評価を行う。

新規事業評価実施経過

各事業担当課において評価シートを作成（一次評価・自己評価）し、評価委員会で二次評価を行った。評価シートは、予算要求資料として義務付け、評価委員会での評価結果については、予算査定における検討資料とした。

平成12年2月～3月（モデル実施）

平成12年度・・・49件

平成13年度・・・13件

平成14年度・・・34件

今後の実施計画

実施計画に掲げた新規事業及びその他の事業について、ハード、ソフトに区分し、これまで同様評価を実施し評価結果を公表する。

継続事業評価（中間・事後評価）

（行政評価を進めていくための具体的な手段の一つで、評価調書に基づき継続事業の評価を行う。）

継続している事務事業について、各担当課において事業実施翌年度に自己評価する。二次評価が必要と思われる事業は、結果及び成果等を庁内で組織した評価委員会で客観的に中間・事後評価を行う。評価を通じ、事業の進捗状況、成果等を把握し次年度に反映させる。

継続事業評価実施経過

平成12年4月～12年5月（モデル実施）

平成12年度・・・棚卸表から抽出した継続事業について34件実施

平成13年度・・・棚卸表から抽出した継続事業について96件実施

平成14年度・・・全事務事業751件実施

14年度に未評価の事務事業全てについて評価シートへの移行を行い、各担当課において自己評価を実施した。

今後の実施計画

14年度に作成した評価シートを元に、毎年自己評価を基本に実施する。ただし、二次評価が必要と思われる事業については、評価委員会での評価を実施する。

施策（基本事務事業評価）

総合計画は、一般的には政策・施策・事業の体系となっており、政策の手段が施策、施策の手段が事務事業であり、裏を返せば事務事業の目的が施策、施策の目的が政策である。すなわち、それぞれが手段と目的の関係の上に成り立っている。

したがって、個々の事業評価を行う上では、その目的である施策について評価をすることが必要であり、施策単位の評価を行う。（個々の事務事業をまとめたものが施策であり、事務事業の目的が施策であるため、行政評価においては施策の評価が重要視される。）

施策評価実施経過

平成13年度・・・「行政評価機能の拡充」についてモデル実施

平成14年度・・・総合計画の体系図を基に、1課1施策として47施策実施
今後の実施計画

全施策について評価シートを作成し、施策の優先順位付け、事務事業のスクラップ&ビルドへと繋げていく。また、評価委員会での二次評価についても実施する。

施設運営評価

施設の種類の、研修施設、体育館、グラウンド、公園等多種に及び、様々な方法で管理運営している。したがって、施設全部を一律評価することはできないため、重点的施設について評価を行うものとする。

なお、公共施設の新規整備に当たっては、施設の役割、機能、運営方法や需要分析などについて、新規事業評価の中で行うこととする。

施設評価実施経過

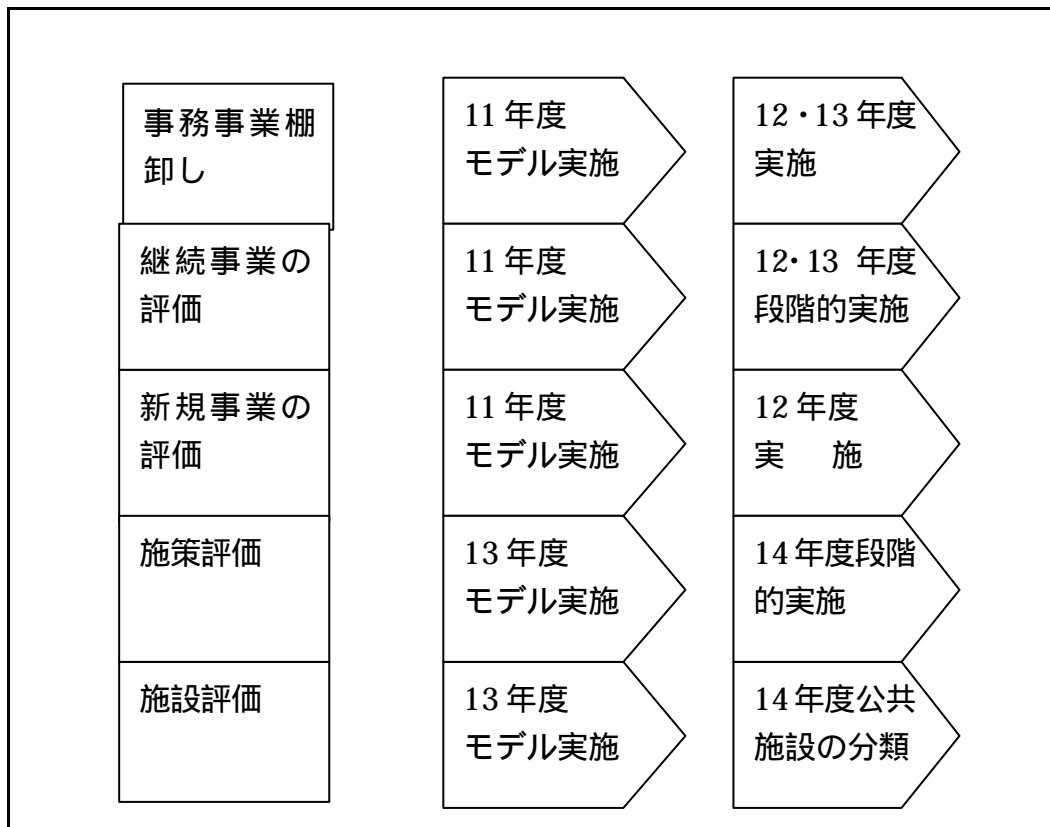
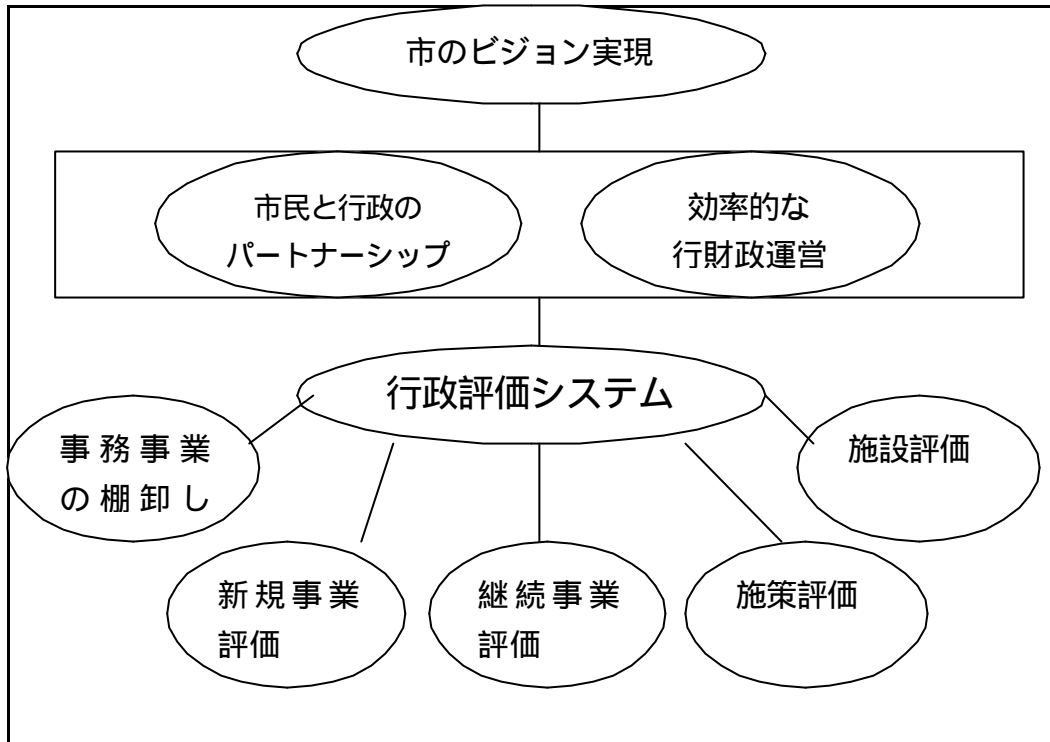
平成13年度・・・「子ども科学館・市民運動場」についてモデル実施。

平成14年度・・・公共施設の用途別分類を実施

今後の実施計画

施設の用途別、重点施設について段階的に評価を実施し、毎年対象施設を増やして行く。

「行政評価システム」の導入戦略イメージ図



事務事業棚卸し実施要領

1 目的

「行政評価の基本方針」の中で、行政評価システムの導入目的の一つに行財政運営の効率化を上げている。景気の低迷は、市の財政に大きく影響し、今後も市税収入の大きな伸びは期待できない。

このような状況の中で、「最少の経費で最大の効果」を上げるべく行政のスリム化を図る必要がある。このため、市が行っている事業（事務事業）全てを棚卸しし、事業見直しの基礎資料とする。但し、切り捨てを前提とした棚卸しではなく、事業の目的の妥当性や事業コストを明確にするため、現在実施している事業を見つめ直すものとする。棚卸しした事業については、総合計画の体系に基づき施策と事業の位置づけを行うとともに、評価が必要と考えられる事業については、事務事業評価の対象としながら、事業の拡大・継続・見直し（廃止・統合・縮小等）の検討を行う。

2 行政改革・総合計画との関係

《行政改革との関係》

平成8年1月19日に「中津川市行政改革大綱」が策定され、大綱の目的推進のため、「中津川市行政改革推進管理計画」が立てられた。

この推進管理計画は、5年計画（8年度～12年度）で99項目の改革実施を掲げており「事務事業の棚卸し」は、この項目のうち、「事務事業の見直しにより市民サービスの向上を目指す」の一つの手段として実施している。

《総合計画との関係》

事務事業の棚卸しは、事務事業評価に発展していくものであり、総合計画の体系を考慮し実施する必要がある。

第四次総合計画は、12年度に策定（実施計画共）、13年度から実施している。このため、総合計画の進行管理と合わせて事務事業の棚卸しを行う。

3 実施方法

事務事業棚卸しの事業単位は、行政サービスの活動単位で行う必要がある。具体的には、第四次総合計画に添って作成した施策体系コード一覧表の事務事業を対象とする。

対象となる事務事業については、「事務事業棚卸し表」（別紙）に事業の目的や内容及び事業コスト（予算及び人件費）等を記入し、全事業の棚卸しをする。

4 棚卸し表の公表

公表については、棚卸し表のボリューム等により公表方法及び時期を検討するが当該年度中に公表するものとする。

新規事業評価実施要領

1 目的等

行政評価を進めて行くため新規事業評価表（別紙）を作成し、庁内の横断的組織である評価委員会でより客観的な視野に立って、事業の妥当性や緊急性・優先性等について評価を行い、新規事業の優先性を示し、評価結果を翌年度の予算措置の判断資料とする。これまで、新規事業については当初予算案計上の際「新規事業企画書」を予算編成の資料としていたが、行政評価システムの導入により「新規事業評価表」を添付資料とする。

2 総合計画との関係

新規事業評価は、事業の企画立案段階（事業着手前）で行うものである。

12年に第四次総合計画及び第一期実施計画が策定され、13年度から実施しており、新規事業として掲げている事業を基本とするが、その他の新規事業についても評価の対象として実施する。

3 実施方法

翌年度に実施予定の新規事業について、係で「新規事業評価表」（別紙）を作成し、更に課長のコメントを加え提出（一次評価）するものとし、提出された「新規事業評価表」を、庁内で組織した評価委員会で、目的の妥当性や優先性、緊急性及び事業効果等について、A、B、Cの3段階で内部客観評価（二次評価）を行う。

（A = 計画は、妥当性、優先性及び緊急性があり優先して実施する必要がある。）

（B = 計画は、妥当性及び優先性があるが、緊急性に欠けるため再度実施時期を検討する必要がある。）

（C = 計画内容を担当課において、再度検討する必要がある。）

公共施設の新規整備に当たっては、整備後の管理運営方法を十分に検討する必要があるため、施設の役割、機能、運営方法や需要分析などについて、新規事業評価の中で行うこととする。

二次評価の対象事業は原則として、ソフト事業については200万円以上、ハード事業については、1,000万円以上の事業とするが、この枠にとらわれることなく評価を実施する。評価委員会は必要に応じて担当部課長から事業について説明を受けるものとする。最終的な評価終了後市長に評価結果を報告するものとする。

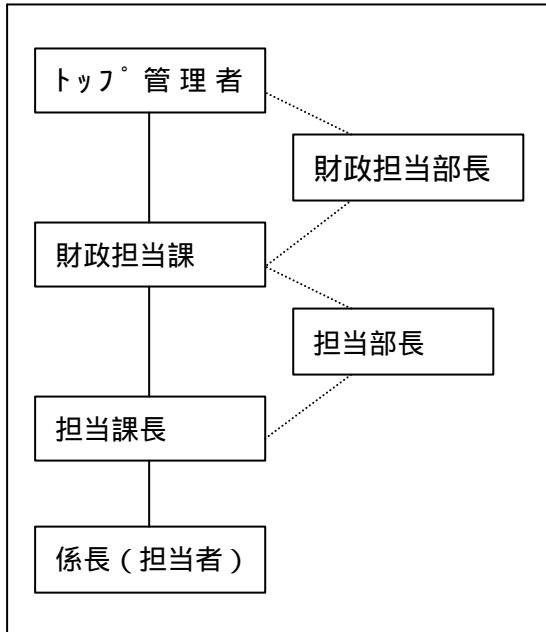
新規事業評価を行った事業については、各担当課で評価シートを管理し、事業実施翌年度に継続事業評価に切替えを行うものとする。

4 評価結果の公表

公表については、新規事業評価結果一覧表として二次評価（評価委員会）の結果及びコメント、事業概要などを明記したものを公表する。

新規事業評価イメージ図

新規事業決定経路イメージ図（現在）



左図は、新規事業の立案から採択決定、予算措置までの評価を導入する前のイメージ図である。

事業採択までの経路は縦軸傾向であり、プランの検討にかかわる者が少なく、今後はより客観的な視点で十分な議論が必要であると考えられる。

新規事業評価導入後のイメージ図（右）

右のイメージ図は、新規事業を評価した場合のものであり、予算決定経路をより横断的（横軸）に行なおうとするものである。

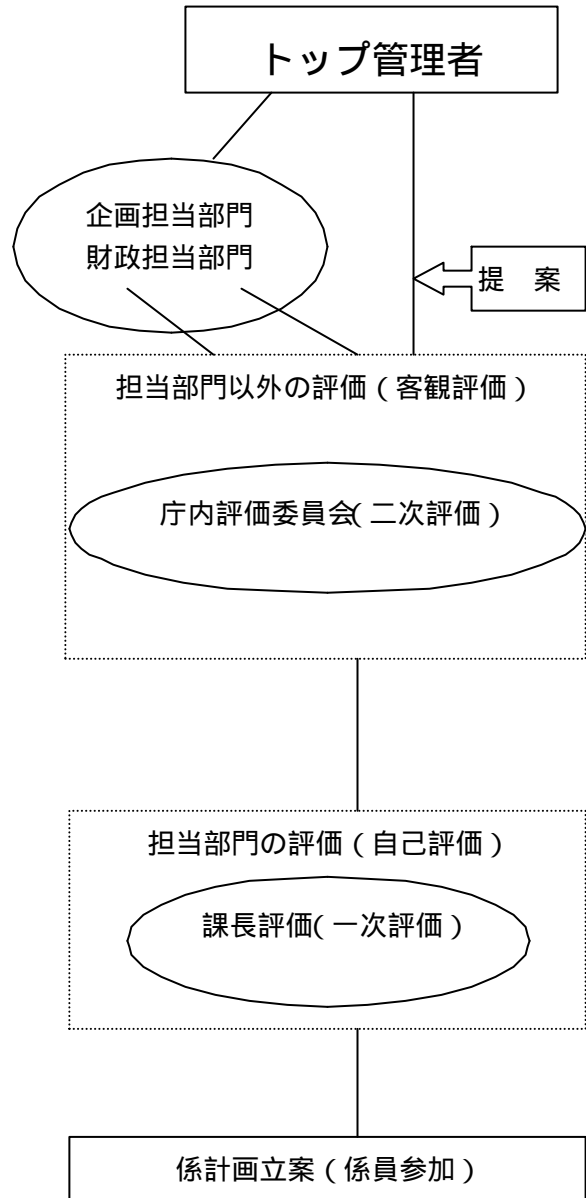
計画立案は、係・課内での十分な検討を前提として、係単位で行う。

係で作成した新規事業の評価シート（評価表）は、担当課長がコメントを記入し、所管部門の自己評価（一次評価）を行う。

その後、計画の内容を客観的な視点に立って検討するため、庁内で組織する評価委員会が評価（二次評価）を行う。

自己評価と庁内客観評価を行なった結果を踏まえ、財政部門及び企画部門で調整し、トップ管理者に提案するものとする。

対象となる新規事業は、第四次総合計画の実施計画に掲げてある事業及び新たに開始するすべての事業とする。



継続事業評価実施要領

1 目的等

行政評価を進めて行くため継続事業評価表（別紙）を作成し、庁内の横断的組織である評価委員会でより客観的な視野に立って、事業目的の妥当性や効率性及び有効性等について評価を行い、事業の拡大・継続・見直し（縮小・統合・廃止）等の方向を示す。評価結果は翌年度の予算に反映させる。

2 総合計画との関係

継続事業評価は、継続している事業について行うものであり、事業着手後の評価である。（中間・事後評価）

12年度に第四次総合計画及び第一期実施計画が策定され、13年度から実施しているが、現在継続して行っている事業で第四次総合計画の体系（政策・施策・事業）に位置づけされた事業の評価を行い、実施計画の進行管理を行う。

3 実施方法

継続して実施している事務事業について、各事業担当者が毎年評価シートを作成し、事業の「目的の妥当性や事業効果及び効率性等について内部自己評価（一次評価）を行い、拡大、継続、見直し（縮小・統合・廃止）等、今後の方向を示すこととする。

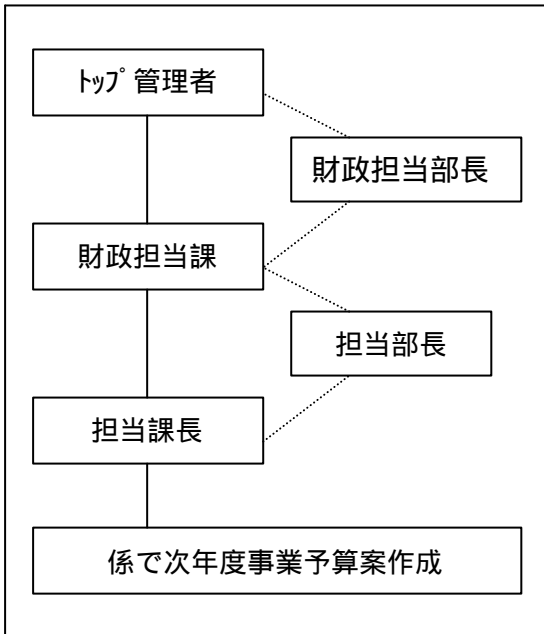
二次評価は、各事業実施担当課での自己評価を基本とするが、二次評価が必要と思われる事業については評価委員会での評価を行い、評価委員会は必要に応じて担当部課長から事業について説明を受けるものとする。最終的な評価終了後市長に評価結果を報告するものとする。

4 評価表の公表

公表については、評価が完了した時点で、公表の内容等を検討し公表するものとする。

継続事業評価イメージ図

継続事業決定経路イメージ図（現在）



左図は、継続事業の担当部門予算案から採択決定、予算措置までの評価を導入する前のイメージ図である。

事業を継続実施する予算決定までの経路は縦軸傾向であり、担当部門で事業の見直しを行うが、全庁的な視野に欠ける面がある。今後はより客観的な視点で十分な議論が必要であると考えられる。

継続事業評価導入後のイメージ図（右）

右のイメージ図は、継続事業を評価した場合のものであり、予算決定経路をより横断的（横軸）に行なおうとするものである。

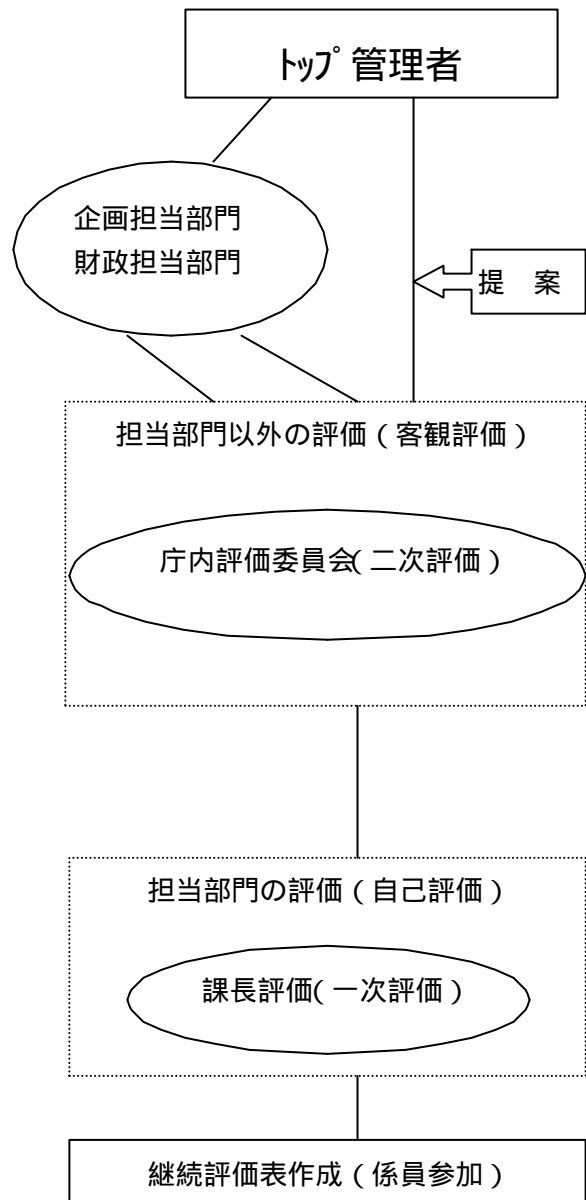
継続事業評価表の作成は、係内での十分な検討を前提として、担当者が行う。

担当者（係）で作成した継続事業評価表は、担当課長及び部長が確認し、所管部門の自己評価を行う。

その後、必要な事業については事業の内容を客観的な視点に立って検討するため、庁内で組織する評価委員会が評価を行う。

自己評価と庁内客観評価を行なった結果を踏まえ、財政部門及び企画部門で調整し、トップ管理者に提案するものとする。

対象となる継続事業は、第四次総合計画の施策・事業体系に位置づけした事業とし、全事務事業を対象に実施する。



総合評価（今後の方向）の判断基準

現状のまま継続

- ・ 拡大する必要はないが、市民ニーズや効果の面から引き続き継続して行うもの
- ・ 最近統合や縮小が行われた経緯があり、当面引き続き継続しておこなうもの
- ・ 現状のまま継続することで、成果が持続又は向上するもの
- ・ 特段の改善・見直しは行わないもの

拡大して継続

- ・ 拡大して継続することにより成果がより向上するもの
- ・ 今後益々市民ニーズが高まる可能性が大であり、拡大する必要があるもの
- ・ 目的が十分達成されておらず、今後効果の面からさらに拡大する必要があるもの
- ・ 事業内容、事業量が大きく増加するもの
- ・ 類似（意図、対象が同じ）事業を統合し、結果として事業内容・事業量が大きく増加するもの

縮小して継続

- ・ 効果に比べ多大な費用がかかっているもの
- ・ 縮小して継続した方が成果がより向上するもの
- ・ 今後、益々市民ニーズが少なくなる可能性が大であり、縮小する必要があるもの
- ・ 事業内容・事業量が大きく減少するもの
- ・ 民間団体等の自主性を尊重し、市の関与を縮小すべきであると考えられるもの
- ・ 必要性、重要性等から判断して、隔年または数年おきの実施が可能なもの
- ・ 他の代替案により縮小できるもの
- ・ 事業効果のうえから判断して、対象を限定することが可能なもの

（補助金等）

- ・ 補助事業者との役割分担及び経費負担のあり方から、補助率、補助対象経費を縮小すべきであると考えられるもの
- ・ 他市における負担の状況からみて本市の負担が過大であるもの

手段等を見直して継続

- ・ 手段、手法を改善・見直しをして継続した方が成果をより向上するもの
- ・ 事務処理の手順や方法を変え簡素化できるもの
- ・ 電算化することにより、事務の簡素化が可能なもの
- ・ 委託することにより、行政サービスを低下させることなく、経費節減につながるもの
- ・ 類似の事務事業を異なった所属で実施しており統合して実施できるもの

終期設定

- ・すぐには廃止できないが、終期を設定できるもの
- ・終期を設定することで、事業の意図するものが完了するもの

廃止

- ・当初の目的が達成されたと考えられるもの
- ・開始当初と事情が変化し、事業効果が薄れているもの
- ・民間団体、市民団体、個人等市以外の活動に委ねるのが適当であると考えられるもの
(補助金等)
- ・零細な補助金等で事業効果が薄いと考えられるもの
- ・同種または類似(意図、対象が同じ)の事業によって代替えできるもの
- ・各種団体補助で団体の自己資金で運営が可能なもの
- ・民間団体に対する補助事業で融資等に切り替えるべきもの
- ・その他行政効果から考えて、廃止しても差し支えないもの

完了

- ・事業目的の意図するものが完了するもの。
- ・事業の完了

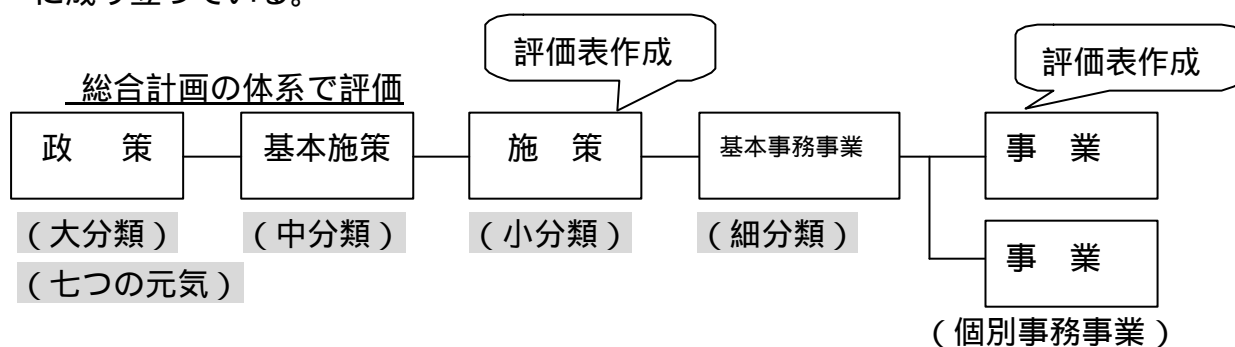
施策評価実施要領

1 目的

「行政評価システム導入戦略」の一つに、施策の評価を上げている。一般的に総合計画の体系は、政策・施策・事業の流れになっている。政策の目的達成の手段として施策があり、施策の目的達成の手段として事業（事務事業）を実施する。従って、事業の評価を行う上で施策の評価を欠くことはできない。施策の評価を実施し、手段（事業）の有効性と施策達成度等の観点で評価し、施策や手段（事業）の見直しを行う。

2 総合計画との関係

第四次総合計画の体系の中で、施策（小分類）と施策の手段である実際の個別事務事業を評価の対象とする。施策と事業の関係は、目的と手段の関係の上に成り立っている。



* ()内は、総合計画の名称。

3 実施方法

第四次総合計画の施策（小分類）について、施策評価表の記入を行い、施策の手段である個別事務事業の有効性や施策目的の達成度等を観点に自己評価を行う。なお、施策評価表は課長等の管理職が作成するものとする。

4 評価表の公表

施策評価表については、公表することを前提として作成し、評価委員会での二次評価の結果も併せて公表する。

施設評価実施要領

1 目的

「行政評価システム導入戦略」の中で、施設運営の見直し（評価）を上げている。公共施設は、様々な分野の施設があり、多種多様な管理の仕方をしている。したがって、施設運営については、一律に運営状況の評価をし、見直しをすることはできない。公共施設は、「いかに多くの市民に利用していただくか」が最大のテーマであり、しかも効率的な運営が必要である。施設の運営について、利用状況及び効率性等の視点で評価（見直し）を行う。

2 総合計画との関係

平成11年9月に総合政策課が各課に「第四次総合計画 施設活用計画書」の提出を求め、利用状況・課題・活用方針・具体的施策について調査を行っている。この調査対象施設は、研修施設、野球場、体育館、公園等多種に及ぶため一律に評価することには無理が生じる。このため、重点施設の評価を実施し見直しを行う。

3 実施方法

公共施設の用途別分類表を基に重点施設について、施設評価表の作成を行い、利用状況や効率性を視点として評価を行う。なお、公共施設の新規整備に当たっては、整備後の管理運営方法を十分に検討する必要があるため、施設の役割、機能、運営方法や需要分析などについて、新規事業評価の中で行うこととする。

4 評価表の公表

「施設評価表」については、公表をすることを前提として作成するが、当面新規事業及び継続事業の評価導入を優先実施するため、これらの定着後、施設評価を導入するものとし、その公表の時期及び方法については、施設評価定着後とする。